

紀美野町第4回定例会会議録

平成30年12月14日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成30年12月14日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第88号 専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について）
- 第 2 議案第89号 専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 第 3 議案第90号 紀美野町短期滞在施設条例の制定について
- 第 4 議案第91号 指定管理者の指定について
（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）
- 第 5 議案第92号 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 6 議案第93号 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事務特別会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第94号 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第95号 平成30年度紀美野町上水道事業は会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第96号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第97号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第98号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第99号 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第13 発議第 2号 紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

- 第 1 4 議員派遣の件について
- 第 1 5 閉会中の継続調査の申し出について
- (総務文教常任委員会)
- (産業建設常任委員会)
- (議会運営委員会)
- (議会活性化特別委員会)
- (広報編集特別委員会)
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 5 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	小 棕 孝 一 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	山 本 訓 永 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美里支所長	(細 峪 康 則) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	田 中 克 治 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

議員提出議案が1件あり、11日の議会運営委員会で協議いただき、本日の日程につ
け加えていますので御報告をし、御了承願います。

（午前 9時00分）

◎日程第1 議案第88号 専決処分の承認を求めることについて

（平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）につ
いて）

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第88号、専決処分の承認を求めること
について、平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第88号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第88号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、専決処分の承認を求めることについては承認することに
決定しました。

◎日程第2 議案第89号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について)

○議長(美野勝男君) 日程第2、議案第89号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第89号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第89号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第90号 紀美野町短期滞在施設条例の制定について

○議長(美野勝男君) 日程第3、議案第90号、紀美野町短期滞在施設条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) 25ページの第11条、滞在施設の維持管理上必要な修繕に要する費用は町が負担する。ただし生活による損耗から来る軽微な修繕については入居者の負担とすると、こういうふうな項目が書かれておりますが、この中で畳とか、通常の生活の中で傷むという。多分、町営住宅の入居でもこのようなことを書かれている

と思うんですよ。だけど、これは現実問題として、普通の生活をしている中で畳の、当然、歩いてたらすれるとかっていう部分が起こります。そのときに現実問題として、今まで入居者にそれを修繕費用を請求したことがあるんかどうか。どこまでの通常の生活の中でどこまでの負担を要するのかなって、こういうふうな部分で疑問があるんですよ。

それと、25ページの第13条の3に、滞在施設が滅失または損傷したとき、これを原形に復すという、こういうふうな部分があるんですけど、こういうのはもう最初から入居のときに賠償責任保険なんかに入ってもらおうというふうなことを、それでなかったら実際問題として補償能力があればいいけど、補償能力があるやらないやら、それもそりゃ個人によってわかりませんが、そういうことをもう最初から入居の条件に入れば、直接の負担がかからないんじゃないかなと、こういうふうに思います。

それと、その26ページの下、17条の第3、正当な理由によらないで15日以上滞在施設を使用しないときという、こういうふうな項目が入ってます。この15日以上ということの、多分、判断材料ですかね、15日以上って誰が決めんのよって、こういうふうに思う中で、こういう文言が入っていることについて、ちょっとどういう判断をするのかなと尋ねたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長(西岡靖倫君) 短期滞在施設の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、25ページの第11条の維持管理においてのことです。修繕費用の負担のことですが、町が負担するということにおいては、今まではございませんでした。軽微なものというのは畳がすり減るとか、またはどこかの壁紙がめくれてくるとか、または何か物が当たってちょっと傷ついたとかっていうことが、大きな被害がなかったからでございます。

それで、どこまで負担かということでございますが、基本的に相当な金額になるかどうかってというのは、その状況を見て、また見積もりをとったりしながら判断していきたいと考えておりました。けども、相当な金額になる場合においては、こちらのほうの負担になるかなと思うんですけども、1年程度ぐらいの居住においては、余り今までに負担になったことはございませんので、大丈夫かなと考えております。

その次に、26ページの3項の滅失または損傷したときに入居者はこれを原形に復し、その原形を補償しなければならないということですが、保険というのは入ってございます。けれども何かの工作をしているとか、または何かを扱って大きな損傷をするってことは余り考えることはないのですけれども、台風の被害とか、または水の被害とかっていうことも考えられると思うんですけども、そのときにおいてはこちらのほうで対処していけるものと考えております。だから、今までのこの10年間いろいろ見てきた中では、そういうことが起こってこなかった、今後も起こらないとは限らないのですけれども、その負担というのをこういうふうに書いてますけれども、そういうふうな入居者に関しての相談とか、または入るとき話し合いという中で、そういうことをきちっと詰めていきたいと思っております。

それから、17条の3番目の、正当な理由によらないで15日以上滞在施設を使用しないと書いていうのは、本来、そこで入居しておればいいのですけれども、大きな例えば1カ月以上、または1年っていうことの中での入居条件の中においては、15日以上っていう場合においては、家をあけると書いていうのは周りの方も心配してくれるっていうことも結構ございます。それで、今までの経験から申し上げますと、家を1週間あけておって、または何日かあけておって、この人どうなったのかちょっと心配ですってというようなことが連絡とかに、うちのほうへ来たこともあります。それで数日間あけるとか、1日でもあけるという場合でも電話来たこともあります。だから、数日間あける、または15日ぐらいでというのを、最大限でも多くあけるときは伝えてほしいということを、その入居者に対して申し上げてきました。そういうことの中で入居がどうなっているかっていうこともありますので、また外に出て行って家賃も生じてきますので、大きくあけるときには、何らかの形で連絡してほしいということをお願いしているのが現状でございます。

以上、西口議員の、簡単ですが説明とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 25ページ、11条の中で、相当な金額とかっていう部分以外では、実際問題として今まで請求したことがないという解釈でよろしいんですかね。それとも、民間で住宅なんかを借りた場合は、全てにチェックを入れて、壁が少し汚れているとかっていうんでも、こういうふうな項目、もちろん入ってます。そうしたとき

に、今の話だったら多分請求はしないという解釈に私、捉えたんですけども、そういう場合、こういうもんが入っていると、借りる人はどこまでのチェック。実際問題としてその業者の場合だったら、もうプロがチェックして、もうほとんど目につかないようなもんでも請求されます。だから、実際問題としてこれは請求したことがあるんかないんか。町営住宅なんかでも畳を仮に新しくする場合でも、多分、入居者に請求してないと思うんですけども、そういうことがないんであったらね、こういう文言が要らないんじゃないかなと。

それと、先ほど役場が賠償責任に入っているとかっていうような話を聞きましたけど、本来は使用者が賠償責任に入る。そうして法的な賠償義務が生じたときに、使用者が借りてる人が賠償義務に応じたら保険がおりるんじゃないかなと、こういうふうに思うので、その点の確認だけしたいと思います。

○議長（美野勝男君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の再質疑に答えさせていただきます。

入居者の負担というのは今まで請求したことはございません。小さな傷があるとかというところまで、一応きちっと確認は、退去のときの確認というのはしております。ただ、その大きな傷、小さな傷というのはどこまでかっていうこともあるんですけども、ほとんどはきれいに使っていただいていると、今までそういう状況でございました。傷をつけたり、または汚したり、ペンキを塗ったり、またはくぎを打ちまくっているとかっていうこともございませんでしたので、そういうことっていうのは入居のときには、こういう守っていただきたいっていうことを話し合いしながらやっております。その中で、どうしても子供がこんなことをしてしまったんでということになればですけども、そういう状況が今までなかったというのが実情でございます。

それから、火災保険に関しては掛けてますけども、ただ損害保険っていう、家財道具の保険とかっていうのは、入った入居者が掛けるものと考えております。家を賃貸する場合において、一般家庭においても、借家というものに関しては入居者が掛ける損害賠償保険というのと、それから持ち主が掛ける火災保険的なもの。ただし、保険会社によっては両方掛けることができないという場合もありますので、そういうことも考えながら、入居者においては家財道具の保護ということを考えたときには、お願いする場合も出てくるかと思います。

以上、御質疑に簡単ですがお答えさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） 入居者が家財に対して入るのは、そりゃ自分の財産を入って、その火災保険なんかの対象になりますが、借家賠償なんかっていうことにつくと、借りてる人に対しての賠償義務という形で、本来はそういうふうなもんがあつてしかるべきなんです。賠償責任というのは、あくまでも賠償する人があるから賠償するんであつて、自分の家財に対しての賠償なんてことは、もともと賠償という概念からは外れていると思います。普通だったら賠償責任保険っていうのは、相手のものを損害をかけたら入るという、そういうふうな賠償なんで、本来は借りてる人が借家賠償なんかというふうな形の保険を奨励したら、一番実害が誰もない。そういうふう考えるんですけど、その点、どうなのでしょうね。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質疑にお答えをいたしますが、先ほどからの条文ですね、これを読んでいただいたらわかるんですが、入居者の責めに帰すべき理由。だから、故意にやったとか、そういうことなんですよね。だから、自然と摩耗したとか、そういう場合じゃなしに故意にやった。そうした場合にはこういうことで責めを負わなければならない。こういう規定ですから、やはりあらかじめ前もって決めておく、それが普通ではないかと私は思います。

また、火災保険とかいろいろ保険関係ありますよね。これ掛けてる、掛けてないは、これは町の勝手でありまして、借り主というのか、借り方には余り関係のない話なんです。したがいまして、やはり故意でそれをしたとか、正当な理由でなしにそうしたことをやってるということに対しては、こうなりますよっていう説明ですから、ひとつ御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） おはようございます。それでは、若干お聞きして質疑をさせていただきますと思います。

24 ページですね、この施設については単に町営住宅のような目的じゃなくって、I ターンの方がこっちに来てもらえると。そのときにまず準備期間としてここに住んでも

らうんだということでございまして、5条にはそれで入居可能な日は1カ月以上で1年以内と、こうなっていますよね。こんだけしか基本的に入れないうですよと。ただ、住宅というのは大事なものでございまして、もし1年以上になってきた場合にどうするのか。それから、あといろいろと26ページには明け渡しについて書いておられますが、その一方としては使用料を2カ月以上滞納した場合、それからそういう入居期間を過ぎた場合ですね、1年以上の、そういうことが出ていかなきゃならない条件になっています。その辺について、町はどのように対応されることになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長(西岡靖倫君) 美濃議員の御質疑にお答えしたいと思います。

今まで入居されている方で1年以上っていう場合は、若干、1カ月、2カ月過ぎた方もございます。その場合においては、もう家が決まっております。大体半年ぐらいから8カ月、9カ月ぐらいの間にはほとんどの方が決まってきました。我々も努力しますし、そこに入居者の方もあちこち見て回ったり、1年間、家を探すということを努力していますので、決まってそれが延びて2年とかという方というような形になったっていうようなことはないです。1年、一、二カ月以内には決まって退去して、生活を紀美野町でしているという、そういう場合をとられてます。

それから、退去の入居期間を過ぎたときに、1年たったときにすぐ出ていけっていうわけじゃないですけども、やっぱり8カ月ぐらいから来たときには、入居が1年になってますということ。それから、入居時において1年以内ということも大分言ってます。それから、地域の人とコミュニケーションをとって関係性をつくってほしいということもよく言ってます。そんな中で、そういう方たちとともに家を探したりということもされてきてます。一例を挙げますと、今現在入っているセミナーの方も、セミナーハウスのところに来られている方も、地域の人との関係性がうまいことできてきまして、入居が決まりました。きのう契約したんですけども。そういうことの中で大事なものは、我々も一生懸命動くということも大事ですし、それからそこに来られた方も、何らかの形で関係性を持っていただくということもすごい大事かと考えております。今後においてもそういう形で続けていきたいと思いますので、御理解いただけたらと思います。

すみません、答弁漏れで申しわけございません。滞納された方はございません。必ず
いただくようにしておりますので。答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今まではこういうふうなことであったと。そういうこと
で、十分にいろんな助言等もしてるということでございますけれども、今後いろんなこ
とがあると思います。普通、この条例の場合、これ以外のことについては、例えば町長
の権限に定めるとか何かというのは、大概条例についてますよね。この条例の中ではそ
ういう部分がないんですけれども、幾分、徴収のところはございますけれども、いろん
な条件があって、ある程度、町としてもきっちり決め事だけではいかん部分もあったり
するかというふうに思うんですが、そういうふうにこの条例にない部分について、町長
にその分を求めるというふうな部分を入れとくべきではないかというふうに思いますが、
どうでしょうか。

○議長（美野勝男君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

そのことに関しても検討したんですけれども、我々、移住を推進する側から考えた場合
に、町における今現在住まわれている住民もおられます。それから、来られている方も
おられます。その来られる方と一般的に言えば平等な形でやっていこうと思えば、少し
ぐらいはそういう融通性ということを持たせればいいんと違うかということも思ったと
きもあります。だけど、基本的には入居の場合は守っていただくこと、または納めてい
ただくことというのはきちっとやっていただきたいということで、こういう条文になっ
てきたかと思います。ちょっと厳しいところもあるかと思うんですけれども、話し合いを持
って、何らかの形で解決をしていくということを基本にやっていきたいと思ってますの
で、御理解いただけたらと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第90号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第91号 指定管理者の指定について

（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）

○議長（美野勝男君） 日程第4、議案第91号、指定管理者の指定について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） この指定管理者の公募の期間、公募が大体1カ月ぐらいだと思ふんですよ。ただもういつからいつまで、前任者がいつからいつまで借りてくれるという、これはもう決まってることですから、公募の期間を長くとることができないのかなと。1カ月という短い期間でしたら、なかなか周知が徹底しにくい、それと次に手を挙げる人がいろんなことを考えた中で、期間が短いんじゃないかなと。こういうふうに通うので、長くとることについての考えを聞かせていただきたいと思います。

（6番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、西口議員の御質疑にお答えをいたします。

議案書でいいますと28ページをお開きください。議案第91号の指定管理者の指定についてのことなんです、公募の期間が短いのではないかと御質疑だったかと思

います。公募の期間につきましては、平成30年10月1日から11月2日までとなつてございました。約一月間ということでございます。近隣市町村や他市町村においても、指定管理者の公募期間は約1カ月というところが多く、それに基づいて設定をしたものでございます。短いということで見直しとかということなんですが、ちょっと現時点では考えてはおらないんですけども、一月あれば、ほかにも申込者、公募したんですけども1者ということになってございまして、公募期間を延ばすということについては、今後、ちょっと検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(美野勝男君) 6番、西口 優君。

○6番(西口 優君) もともといつまでというのは、前任者がいつまで借りて、指定管理者としてもう期間が決まっております。そうしたときに、そっから次の期間について、いつからというのがもうわかってるわけですね。だから、公募期間が1カ月という、たとえ近隣がどうであっても、もっと長くとったから弊害が出るというわけじゃないと思うんですよ。だから、長くにとって広く周知をすることによって、手を挙げる人が出てくるかもわからん。現実問題として1カ月という短い期間であったから1者しか出てこないのかもわからないでしょう。だから、普通に考えたときに、それを三月に延ばすとかってして、何か弊害ということが起こり得るんですかね。その点の考えをもう一度尋ねたいと思います。

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長(坂 詳吾君) 西口議員の再質疑にお答えをいたします。

長くにとって周知をしたかどうかということなんですが、その長くにとって弊害はあるのかという御質疑だったかと思います。弊害とかないとは思いますが、ただ当町としましては一月あれば十分かなということで、現在は進めているというところでございます。ただ、状況によっては今後、その期間をまた検討はしていきたいと思うんですけど、現時点では一月あれば十分かなという判断で行っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長(美野勝男君) 6番、西口 優君。

○6番(西口 優君) 確かに一月で長いかわかりということについても、そりゃそれぞれの判断。これはあくまでも平行線という話になるのかもわかりませんが、だけ

どそれで町内であっても、もしこれを私、借りたいよって考えたときには、どのぐらいでそういうふうな、結構、立案とかっていうふうに、もし新規に参入しようと思えば、結構な時間がかかると思うんですよ。これも最初から次の受ける人が、この人でありきという前提でやってるから、1カ月あったら長い、短いということになるんかもわからんけども、もし新規に、ここに参入しようと思って考えたときには、1カ月というそういう期間では非常に短いんじゃないかなと。そりゃ考え方次第。それこそ、だからいつってというのが、いつ、今の契約の人がいつっていうことすら、実際には一般にはなかなか周知されてない。周知された、いつまでの契約になってるから、次は募集がかかるっていう、そこまでの前提で、もうされてれば準備は可能かもわかりませんが、そうでなかったら、なかなか1カ月という短い期間で経営に参入しようと思えば、非常に難しいと思うんですよ。だから、その点をもうちょっと再考する必要があるんじゃないかなって、こう思うんですけどね。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御意見も一理あるかと思いますが、この指定管理者制度の中で、それに参入しようと事前に思っている場合は、やっぱり意欲のある方、この方があれば、絶えずやはりこうしたことに対していろいろ研究されとると思うんです。そんな中で、募集期間が1カ月というだけの話であって、それまでにもういろいろ参入するか、せんか、いろいろ検討していただいていると思いますので、やはり募集期間というのは1カ月あればもう十分であろうというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） この指定管理については、委託料という形で指定管理料が毎年支払われているんですが、毎年年度末には業務報告というのが町に対して提出されているはずなんです。その指定管理料の使い方、当初のいわゆる何に使ってもいい金なんです、一応予算の段階で、最も大切なところへ、こういうところへ充当しますという、やっぱり計画がないと、そういうふうに指定管理料こっだけ支給しますよという形だけでは、そういうことの計画性ということについても問題があるんじゃないか。そういう

指定管理料がどういうふうに使われているかという、予算の段階でどういうところに充当する予定なのかということについても、町としては把握されているのかどうか、その点についてお聞かせ願います。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

指定管理料の充当についてということの御質疑かと思います。まず、指定管理料の充当につきましては、小規模な修繕、施設の小規模な修繕等にまずは充当をしてございます。指定管理者がするべきものということで、その部分についてまず充当していると聞いております。そのほかにつきましては、町の一般財源のように必要な場合に、適宜充当しているということでございますので、どこにどんな充当するかというのは、最初からのそこまでは計画というのは特にございませんので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番（美濃良和君） このかじか荘ですね、それに毛原のオートキャンプ場は旧美里町の最後のころにつくられて、これ本来ならば地元のほうで管理していただけるということであったように記憶しているんですが、これもかじか荘で管理をしてもらわなあかと。かなりこのかじか荘のほうにいろんなことが集まってきてるわけですが、

あと、今も田代議員のほうからも質疑がありましたけども、何といっても紀美野町にとって1つの企業ですよ。人が雇用されてると。それから、以前、指定管理になる前にもいろいろと申し上げてきたんですけども、内容的にもここで例えば風呂を沸かす灯油とか、いろんなものについて町内から仕入れて、お金は町のほうに落ちていくと。そういう点ではかなり経済効果もあるわけですが、この指定管理料ですね、今まで予算にも出てきてるわけですが、ただ、今の景気がこのように落ち込んで来ると。さらに来年は消費税の引き上げとか、こういう観光関係につ

いては景気に相当左右されると、そういう心配があるわけでございますけれども。その辺等のところについては、一応決められた指定管理料で、町がやるよりも負担が少ないからということでございますけれども、その辺のところ、十分に納得していただいて受けていただけてるかどうか、その辺のことについてお聞きしときたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長 坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、従業員とか地元雇用ということで、現在、平成 29 年度では地元雇用、全職員で 32 名いらっしゃるんですけども、そのうち 25 名が地元雇用ということで、地元の方を雇用しているということで貢献をしていただいているところでございます。また、景気に左右されるという業種でもありますけれども、それはもちろん燃料の高騰であるとか、そういったものは加味して納得をしていただいて、指定管理のほうをやっているということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 11 番、美濃良和君。

○11 番 (美濃良和君) それから、指定管理でこのようにやってもらう場合、目的というんですか、この施設の使用目的というものが設定されておると思うんでございますけれども、今後、もしも経営者は絶対大丈夫ということで、今のお話でしたらやっただけにしていると思いますけれども、いろんな状況の変化があった場合に、この指定管理については、その目的も含めてお考えはあるのかどうか。その辺のところをお聞きしときたいと思います。

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

さまざまな経済状況の変化もございますので、その状況の変化があればその都度、状況に応じてですけども、そういう大きな変化があれば、その時点で適宜協議をして、ちょっと進めていきたいと思います。どういう状況におきましても、そういう大きな変化があれば、やはり見直しも必要にはなってくるかとは思いますが、そういうことで検

討はしていきたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第91号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第92号 平成30年紀美野町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（美野勝男君） 日程第5、議案第92号、平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について議題とします。

これから質疑を行います。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） おはようございます。2点ばかりお聞かせ願いたいと思います。

歳出の39ページの道の駅候補地選定資料作成業務281万9,000円、委託料で出ておりますけども、この道の駅においては、以前、私も町長にお聞きしたことがあると思うんですけども、今の段階では選定するための資料の作成業務ということで、予算取りしておりますけども、この中に今後、道の駅の集客数の調査。例えば平日何人ぐらいの集客を見込めるのか、そしてまた祭日、日曜日等々についても集客が何人ぐらい見込めるであろうかという、そういう質問をさせていただいたと思うんですけども。その

ときに、町長から、集客、客だけではないんやと。災害とかいろいろなもろもろのことがあるので、決してそれだけではないと、こういう返答だったと思うんですけども。今後、この中には、やはり集客等々を調べる資料作成を含めているのか、含めておらないかということを聞きたいと思います。

それと、43ページの、衛生費の塵芥処理跡の緑化工事107万円という形で載っておりますけども、これ多分場所は吉見地区だと思うんですけども、緑化ということで約100万円ほどの工事が出てますけども、これについてどんな工事をするのか。そしてまたこういう緑化ということになると、図面を引いてこういう形にするということではきてるんだろうと思うんですけども、その図面ぐらいやっぱり議員にお示ししていただいて、納得する上であったら賛成はできますけども、そこらのところはどうか、この2点、お聞かせください。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） 小椋議員の御質疑にお答えをいたします。

議案書の39ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、13節委託料、道の駅候補地選定資料作成業務委託料281万9,000円の部分でございます。この委託料につきましては、現在、計画を検討しております道の駅の候補地を選定していくに当たり、造成費用の概略設計等の資料を作成するための業務委託料を計上しているものでございます。先ほど議員おっしゃられました収容数ですね、そういう調査は含まれているのかという御質疑だったかと思うんですが、この部分については今回のこの委託料には含まれてございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

場所は、のかみ塵埃処理場跡地の緑化工事に伴うものでございます。平成30年3月末に吉見公害委員会の跡地利用についてということで、自治会において総会で検討して

いただきまして、その結果を受けまして今回の補正をお願いするものでございます。現地の図面につきましてはございますが、3段ありまして、御承知のとおり3段現場があるんですけども、そのうちの外周のみに植栽するものでございます。7年木ぐらいの年輪のもので、35本、外周にそれぞれ、合わせてですけども35本植栽することになります。そして、1年ぐらいは管理も含めての今回の予算でございます。外周のみです。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 企画管財課の課長のほうから、資料作成するための人数の把握とかそんなんはしていないという話です。もともと道の駅をつくるのに、そういう資料がなけんと、何もできへんとわし、思うね。町長、この間、一般質問の中で、これは3年ないし5年はじっくり考えて選定をして、いいところはやっていきたい。これはもう本当にそうだと私は思いますけども、やはり資料作成を促す、こういう予算に載っているのにもかかわらず、集客人数がどれぐらいできるよというぐらいのもんは、やっぱり入れとくべきやと思いますけどね。以前、平成大橋のあたりに執行部のほうから道の駅構想の、ここでやるんやという、そういうお話が来まして、議会としても賛成をして進めたときに、図面を引いたら800万円ほどの、どんどんお金がかかるんでということで、これも結局、ほってきて、もう没になって、800万円投じて没にしたことがありますやん。

やっぱりそういうことを踏まえたときに、人数の集客もきっちり把握をして、今後やっていくべきではないかと、私はそういうように思います。もちろん町長が言われる、人数だけではない。災害とか、そういういろいろなそういうことを設けた道の駅というのは、そこを発信して、全国にいろいろ発信をする。これも町長も言われているとおり、そういうことは賛成なところですけども。やはり、もとなる人数の集客とか、そういうものをきっちり踏まえとかなないと、例えば今度、指定管理になるのか、はたまた第三セクター方式にするのか、いろいろそのときにはそういうことも深めた中で、受ける側も物すごく不安感を感じると私は思います。

現実、この間、町長が一般質問の中でも言っておられましたけども、売る物産については、この紀美野町については非常にやはり少ないということもあり、たまたま海南のとれたて市場なんかを見ていると、決して町内のものでも100%それで運営できるも

んでもないし、全国各地からそういういろいろな物産を仕入れて販売しているような状況の中で、そこらも踏まえて、やっぱりそういうこともできるのか、できないのかということも作成資料として入れていくというのが、最初からのことだと私は思いますが、再度、企画管財課長、どう思われてるのかお答えください。

先ほどの3年かけて、住民課長から、塵埃の3年がかりで3段あるのか、議員にはやっぱりできるだけこういう形でやりますよという図面をお示ししてもらって、納得の上で私らも賛成をしたいなと思うので、そこらの配慮もしていただきたいなと、こう思いますのでいかがですか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の質疑にお答えをいたしたいと思いますが、この道の駅構想、これで今回は候補地の選定と。候補地をどこに1万平米前後の土地があるか、それを選定をしていくというのが目的でございます。したがって、そうした広大な土地があれば、そこへ今度は基本構想というのをつくって、どういうふうな規格のものをつくっていく、そしてまた基本構想ができた暁には、今度は基本計画というのがありまして、実はこうしたものをつくりましょうということで、だんだん基本計画、そしてまた実施計画、そして施工と、こういう流れがあるんです。

したがって、その土地もないのにこんなもんつくりたいとか、また申されておりました客数ですね、これなんかは本当にまだ今のところつかみようないですよ。といいますのは、高野山からの観光客がおりてくるであろうと。しかしながら、今のところはまだ道の狭い部分か高野領なりかつらぎ領でまだまだあります。そしてまた紀美野町もこれからトンネルを掘っていかんなん。そうした段階において、今回候補地を選定していこうやないかというて探していこうよと、こういう段階でございますので、ひとつ御理解を賜りたい。

それと、この塵埃処理場ですね。この跡地なんです、私も向こうの公害委員会というのがありまして、平地区の公害委員会に参加してます。そんな中で、今までずっと跡地を整地してきたんです。整地してきたところへ今度はいよいよ木を植えていこうと、緑化をしてほしいということで、公害委員会との話の中で決まりまして、そして今回、上程をさせていただいたというようなことでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 道の駅については、やはり委員会はもう選定だけの形やという話ですけども、選定をして、例えば1万から、1万から1万5,000平米ぐらいの土地を、時期をかけて考えるという話だったと思うんですけども、これは大体決まった時点で、やはり今はそれは別として、370号、今度、トンネルつくって高野山からずっと観光客を集客したいと。だから、場所は大体ここら辺がええやないかという計画を今度進めたいと。そりゃ順序があつてこそ、町長も短期じゃなくて時間をかけてじっくりやりたいという話ですけども、計画をするのにそれだけの調査もやっぱり必要やと思うので、これは絶対すべきやと私は思うんですが、これも今度、入れるということで私はそう解釈したんですけど、それでよろしい、そういう形でやっていただけるということでよろしいんですか。人数も調査をするということも含めて計画に入れるということでもよろしいんですか。

それだけ答えてください。あとの塵埃処理場、非常に吉見、平の方々に大変お世話になって、ここまで来てる姿というのは、これは私もよく存じてますし、町長も何とかしたいという、私は決してこれ反対するわけじゃないんやけども、やっぱりこれから緑化するのに口頭で35本、どこへ植えるのかというようなことだと思うので、やっぱりこういう形の緑化にするよという議員も、やっぱり把握をしたいということで、図面を出して了解するよということなので、決して反対じゃないので、それぐらいの配慮をお願いしたいよということ言うてるだけであるので、道の駅だけすみませんけれども。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思いますが、まずは用地設定、適地があるかどうか、それを今回、上程をさせていただいてます。その後、先ほど申し上げましたように基本構想というのを立てるわけですが、そのときにはそういう客数が大体どれだけあるだろうと、そしてまた駐車場面積はどれだけ、そして案内所、道路情報センターはどれぐらいの規模やろというふうな、そうした細かいことを積み上げてきてするのが基本構想なんです。そして、それができたら、用地があり、それができたら、今度は基本計画のほうへ移れると。こういう順序を得ていきたいと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと塵埃処理場、これについては図面ということで、後ほど皆さん方にこうしたことをやりたいということで、図面を配付させていただきます。それでよろしいでしょう

か。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、西口 優君。

（6 番 西口 優君 登壇）

○6 番（西口 優君） 34 ページのかじか荘の指定管理料、委託料というのが計上されております。この中で、算定基準のこの金額が出てきたということについての算定基準というのはどこにあるのか。例年ということになると、価格引き下げ努力というのが、どこに。もう同じことになってますから、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

それと、39 ページの、先ほど小椋議員のほうからも話ありましたけども、道の駅候補地、選定資料作成業務委託という、こういうふうな感じでしたら、ここに書かれているとおりだったら、1 万平米ぐらいの土地が何カ所かあって、ここが適地という、こういうふうなことに委託してるのかなと、こういうふうな委託料かなというふうに解釈したんですけどね。281 万円というお金の使い道。どういう形で、場所が何カ所かある中で、ここにしょうか、どこにしょうかということについてやったら、そんなにかかるんかなって思ってしまうのでね。どういう形のお金の使われ方をするのか、ちょっと尋ねたいと思います。

（6 番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから、西口議員の御質疑にお答えをいたします。

まず1 点目、議案書の34 ページの債務負担行為の補正ということで、紀美野町美里の湯かじか荘指定管理の委託料でございます。限度額につきましては、平成31 年度が1,142 万円、平成32 年度から平成35 年度までがそれぞれ1,152 万4,000 円でございます。指定管理料につきましては、これの算出の根拠といいますか、過去3 年間、経常の利益とかも勘案しまして、その分で赤字になっている部分の補填といいますか、その分についての金額で算定をしております。それが1,131 万4,286 円となっておりますが、今回、平成31 年度が1,142 万円ということにつきましては、消費税が平成31 年10 月から上がるということでございまして、その消費税の増

額によって1,142万円を平成31年度で計上させていただいて、平成32年度から35年度までにつきましては、年間10%ということの1,152万4,000円ということで計算をしてございます。

それから、道の駅、39ページの道の駅の部分なんですけど、先ほどもちょっと答弁させていただいたんですが、候補地を選定していくための造成費用の概略設計等の資料を作成するための業務委託料ということで、箇所数については、まだ現時点で決まってはございません。ただ、国道370号等、生石山のほうへ行くんですが、県道野上清水線の合流地周辺あたりで1万平米から1万3,000平米ぐらいのものを、まず探せたらなということで想定をしてございます。そういった形で進めてはいきたいとは現在のところは思っています。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） かじか荘の、先ほど田代議員の話の中にも、小規模な修繕とか、それとか今回、赤字補填とかという部分の今説明がありましたがね、これには予算書には限度額というのが書かれています。ということは、この限度額がここにあるということは、これより下の金額もあり得ることになるんですかね。そういうふうな解釈でよろしいんですか。

それと、限度額がここにあるということは、これより下になったこともあるという理屈になるのかな。それとも、もう限度額いっぱいまで例年あったら、もうそこまでどうしても使わな損やっていうこと、そんなん言うてしまったらいかんけどやね。そういうことを言うつもりはないけども、だけどちょっと解釈からすると、赤字補填と小規模の、大規模な修繕は役場がやってくれる。そうしたら、小規模の修繕ということと赤字補填ということになると、これが限度額だったら、この限度額よりも下になったこともあるのか、一回尋ねたいと思います。

それと、39ページの道の駅の話。造成費用とかというのは、もう別の話やし。だから、どこへつくるといふような解釈。どこへつくろうかということの選定費用だけだと思っんですけどね。その点についての、ちょっと説明がいまいちわかりにくかったので、もう少しわかるような形で、私の理解不足と言われればそこまでのことやけど、そうじゃなくて、わかりやすい説明を求めたいと思います。それでなければ、ただ単に選定す

るだけの話という。造成なんかはもう全然別の話でしょう。だから、そういうふう考えたときに、選定にこれだけかかるというその根拠ですね、それをちょっともう少しわかりやすく説明を求めます。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目なのですが、かじか荘の指定管理料の限度額ということで、今まで限度額より下になったことがあるのかという御質疑だったかと思うんですが、一応、限度額、今までは下になったことというのはございません。あくまでも限度額ですけども、一応、この額で委託料として支払っていきたいというふうには思っております。

私からは以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質疑にお答えをいたしたいと思いますが、造成の試算も入ってあるのかと。これは、やはり適地という中で、やっぱり費用対効果、これが問題になってきょうかと思えます。

したがいまして、例えばの話ですよ、ここを造成をする分には幾らかかる、ここには大体幾らかかるだろうということも試算のやはり1つにせんと、何ぼ適地であっても、やはり莫大な費用がかかるところは、我々としては避けたい。そうした費用対効果を見るために、やはり造成費用というのは試算してもらわなならんだろうというふうに思えます。それが適地ということでございまして、適地の中には、先ほど課長も話しましたように、国道370号線沿いであって、また県道野上清水線からも利用できるような、そういう場所というのもございます。しかし、それには幾つかあろうかと。それを費用対効果でやはり比較検討して、そして決めていく。そうしたものであろうかと思えますので、場所だけじゃなしに、やはり造成費用等も、概算ですよ、これは概算ですが、どれぐらいかかるだろうというのも1つの大きな課題であらうと思えます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時13分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前１０時１５分）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 若干お聞きしたいと思います。

１つは、皆さんいろいろと、４０ページの防災諸費ですね。ここの工事請負費で防災行政無線発電機設置工事ということで、初めの説明で円明寺と今西に中継の施設が、前回、長期の停電でだめになって、あかなんだと。皆さんに迷惑をかけたということで、今回こういう予算組んでるということでございましょうけれど、あと特に今西のところ、前回も御苦労されたんが、行けない、相当に高い山の上で木も倒れてきていると。こういうふうな中で、まずそういう問題があったというふうにお聞きしたんですけれども、何らかの発電機を動かせる方法をお考えになった上でこうであるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、４７ページ、ここで教育費、小学校費がございます。委託料で小川小学校の空調設備設置工事設計業務委託料が約３００万円上がっておりますけれども、これの計画ですね。状況をお聞きしておきたいと思います。

以上、２点、よろしくお願いします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 美濃良和議員の御質疑にお答えをします。

４０ページの１１目の防災諸費の中の１５節の工事請負費で１４０万円計上させていただいております。これは先ほど議員おっしゃられたとおり、ポータブル発電機とガソリンの携行缶、それから脚立であるとか、それから発電機からその施設に接続するケーブルであるとか、そういうものを設置するための工事でありまして、円明寺地区と今西地区に置くものでございます。ただ、それまでに行くところというんですか、それまでが大変道が険しくて山の中やということで、それは大変苦労いたしましたところではありますが、この予算の中には道路を広くするとか、そういうものは含まれておらず、防災行政無線のところまでは何か起こっても、一生懸命行かな、いたし方ないという状況に

は変わっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 私のほうからは、美濃議員の御質疑の４７ページの委託料、小川小学校の空調の設備設置工事の設計業務委託料についてお答えをさせていただきます。

この予算を可決いただきましたら、この後、工事に係る積算を予定しております。それに基づきまして工事費の予算は、恐らく３０年の３月ごろを想定いたしております。

３月ですのでもちろん施工はできませんので、３１年度への繰り越し後、３１年度から着工というような形の流れにはなるかと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) １１番、美濃良和君。

○１１番 (美濃良和君) 今、課長さんも言われて、防災諸費ですね、４０ページの。中継基地まで行って、当然、手動でエンジンかけて発電機を回すということになると思うんですけども、今後、そうするとその部分について、ヘリコプターを飛ばせりゃいいんですが、そういうわけにいきませんので、そういうこととあわせてやらなければならんと思いますが、その辺のことについて今後予算化されてくるというふうに理解してよろしいですね。

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) 議員御提案いただいた件でございますが、ただ道路を広げるとか、そういうことができれば一番いいことであるとは思っておりますが、費用対効果とかいろんなことをちょっと考えて、できるだけ支障のないようなことを考えて、そこにたどり着けるようなことを検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

５番、田代哲郎君。

(５番 田代哲郎君 登壇)

○５番（田代哲郎君） 質疑の前に、ちょっと確認をさせてください。

冊子の３９ページ、２款総務費、１項総係管理費、１目一般管理費、３９ページ、７節賃金、臨時雇用１万２,０００円の計上ですが、説明で最低賃金が上がったのという説明だったと理解したんですが、聞き間違いであれば、それでいいですか。臨時雇用の賃金は、いわゆる最低賃金の時給、これは１０月１日から変わっているんですが、時間当たり８０３円ということで、それしか払っていないということなのか、その点についてお聞かせください。

（５番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃられたとおり、３０年の１０月１日から最低賃金が、従来７７７円であったのが２６円アップして８０３円になっております。それを受けまして、町としましては、事務補助員、一番賃金としては安いところになるんですが、ここでは日額として６,５００円に上げまして、時給としましても８５０円ということになりますので、最低賃金を上回っているのをお知らせしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（美野勝男君） ５番、田代哲郎君。

○５番（田代哲郎君） 実際には最低賃金を上回っているというふうに聞こえたんですが、そのとおりでいいですか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 最低賃金は８０３円ですよね。町が臨時雇用の方に払っているのは最低でも８５０円を支払っているということで、４７円上回っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第９２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時26分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時40分)

◎日程第6 議案第93号 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(美野勝男君) 日程第6、議案第93号、平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第93号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第94号 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(美野勝男君) 日程第7、議案第94号、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。

10番、小椋孝一君。

(10番 小椋孝一君 登壇)

○10番(小椋孝一君) 64ページの歳出の中で18備品購入費54万7,000円、公用車ということで、これ説明では作業用軽トラックという話だったと思うんですけど、作業用軽トラックでも新車でしたら100万円ほどかかると思うんですけども、これは中古か新車か、お聞かせください。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長(山本訓永君) 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

この備品購入費、公用車でございますが54万7,000円、買い換えを予定している車、簡水事業の作業用として使用している軽トラックでございます。これが平成8年の登録でございまして22年経過している軽トラックでございます。購入を予定している車は、まちづくり課において11月まで使用されており、5年間のリースの終了に伴いまして残価の買い取り価格が54万7,000円となっているものでございます。4WD車であり、走行距離も短いということで、程度もよいため水道課の作業車として購入したいと考えておるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長(美野勝男君) 10番、小椋孝一君。

○10番(小椋孝一君) まちづくり課でつこてた分のリースによる残価設定をも

とにして購入するということですけども、これも同じ課の公用車やったら、別にそのままこっちへ譲り受けたらええもんなのに金額が出てるということは、理由があって。多分、リース会社がかんで、それを残価設定の分を中古でリース会社から買うと。これはもう入札も何もしないんですか。先日、備品の売買の箱バン2台と公用車1台を、町長から答弁あったと思うんですけども、個人の業者に売らないというそういう発言があって、安全性、危険性云々という話があった中で、これはリース会社、入札も何もしないで取引するんですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 小椋議員の再質疑にお答えいたします。

5年前にまちづくり課がこの軽トラをリースするときの条件として、5年間はリースでお貸ししますよということで、5年たった後は、5年後の残価の価格、査定でその費用でリース会社にお返しするか、町が買い取れるかという条件になっていると思います。今回、その査定額で水道課が買い取るということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 結局、入札も何もせんと査定額で中古として買う、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

3番、七良裕 光君。

（3番 七良裕 光君 登壇）

○3番（七良裕 光君） 64ページの2目、11節需用費で修繕費、修繕料が1,475万6,000円計上されております。初日の予算説明では、可搬式発電機7台及び常用電源からの切り換え装置工事費という説明であったかと思うんですが、その台数の確認と、それから可搬式発電機の機能の説明をお願いしたいのと、常用電源からの切り換え装置工事が何カ所やられて、1カ所当たりどれくらい費用がかかるのかということの説明を願いたいと思います。

（3番 七良裕 光君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

（水道課長 山本訓永君 登壇）

○水道課長（山本訓永君） 七良裕議員の御質疑にお答えいたします。

修繕料の中の可搬式発電機を接続できるようにする作業費でございますが、これには今回、発電機を購入する費用は含まれてございません。まずは今年度において可搬式発電機を接続できるように7つの施設の路盤を修繕する作業費を計上させていただいております。それは河南浄水場と、福井中継所と、河北浄水場と、河北取水場と、河北中継所、毛原浄水場、長谷宮浄水場の7施設でございます。1カ所当たり60万円ということで420万円の作業費を計上させていただいております。御理解賜りますようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長(美野勝男君) 3番、七良浴 光君。

○3番(七良浴 光君) ただいまの説明では、7施設に計420万ほどの費用がかかるという説明でありましたが、予算からいくと残額が1,000万残額が出ますが、その説明が当初の予算措置のときにもなかったように思いますが、この1,000万はどういうところに、修繕費として充てていくのか説明願いたいと思います。

○議長(美野勝男君) 水道課長、山本君。

○水道課長(山本訓永君) 七良浴議員の再質疑にお答えいたします。

この修繕料1,475万6,000円の使い道、内訳でございますが、先ほど申し上げましたように、可搬式発電機を接続できるようにする作業費が7施設、7カ所で420万円と、志賀野配水池の緊急遮断弁の整備、これは2009年2月に設置されており、10年経過しておりますので、今回、整備、交換するものでございます。それは75万6,000円と、各施設の通信を行うテレメーター装置の修繕、これは6カ所なんですけども、6台で1カ所当たり60万円ということで360万円計上させていただいております。施設でいいますと奥佐々中継所、国木原減圧水槽、真国配水池、松ヶ峯浄水場、美里簡水の本管に設置されているステーション2台で6カ所でございます。あとは現在の施設に設置されている発電機の修繕が6カ所6台ということで、1カ所当たり70万円ということで420万円計上させていただいております。それは河南浄水場、河北浄水場、河北取水場、河北中継所、毛原浄水場、長谷宮浄水場の6カ所でございます。あと年度内の漏水の修繕対応に係る費用ということで、年度内分200万円を計上させていただいて、合わせまして1,475万6,000円計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（美野勝男君） 3 番、七良浴 光君。

○3 番（七良浴 光君） 可搬式、将来はというんですか、次、可搬式発電機を7台購入して設置できるような工事をやるという話でありましたが、やはりこれは修繕料でなくて工事費として計上すべきものと違うんですか。

それが1点と、もう1点は、可搬式発電機、どういう能力の発電機を設置することを考えた上で工事をされるのか、その2点お伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 七良浴議員の再々質疑にお答えいたします。

修繕費でなく工事費で置くべきではないかという御質疑でございましたが、この配電盤なんですけども、建設時期も違いますし、それぞれの施設に違いがあります。電気業者に施設、配電盤を見てもらって配線するに当たり、ケーブルの太さや長さ、また交換部品も調べながら、修繕をしながら配線作業をしていただくというものでございますので、修繕費に予算を計上してございます。

それと、可搬式発電機なんですけども、来年度の予算において計上させていただきたいと考えております。それは7台ではなくて、各施設をトラックなどに乗せて移動するということで、必要なときに電源を送るということで、施設の電気の容量というんですかね、60KVAというやつと45KVA、25KVAというあたりを4台ばかり購入したいとは考えているんですけども、それを各施設に運んで使うということで計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時55分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時00分）

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

（6 番 西口 優君 登壇）

○6 番（西口 優君） 64ページの備蓄倉庫新築工事200万円分と、こういう

の中で、どこにどういうものをつくるのか。２００万円なんて本当の金額的に小さいものにしかならんのかと思うんやけど、割とよく借地に建てたとかっていうのが多いのでね、これ町有地にどういうもんを建てるとかっていうふうになってるのかなと、こういうふうに。どんなもんをどこへ建てるという部分だけ尋ねたいと思います。

（６番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

（水道課長 山本訓永君 登壇）

○水道課長（山本訓永君） 西口議員の御質疑にお答えいたします。

工事請負費の備蓄倉庫新築工事でございますが、これは河北浄水場の空きスペースに備蓄倉庫を設置して、災害対策として資材の確保を進めていきたいと考えておるものでございます。ガレージでございまして、幅６メートル２６、奥行き５メートル８０、２枚のシャッターつきのものを設置すると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（水道課長 山本訓永君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第９４号に対し討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第９４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第９５号 平成３０年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（美野勝男君） 日程第8、議案第95号、平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第95号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第96号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第9、議案第96号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 先日の説明で、具体的に説明されてたと思うんですが、もう一度わかりにくいところがあるんで、この条例改正で議員の期末手当の支給額が年間でどうなるのか、その辺を具体的に説明を求めます。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

月数でございます。3.35、つまり0.05カ月分アップすることになりますので、3.35カ月分が年間の期末手当の月数となります。

以上でございます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) パーセントで直したら、年間にどれだけの引き上げになるのか。

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

○総務課長(細峪康則君) ちょっとお時間をいただきましてすみません。計算いたしましたところ1.0151%ということになります。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 今お示しいただいた数字なんですけども、県下の市町村の議員、議会と比較すればどうなるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

今回上程している数字であります、これは県下ほかのところはちょっとわかりませんので、全体の県下の数字としましては、平成29年4月1日現在の数字でお答えをさせていただきますと思います。

紀美野町の議員の期末手当の月数が3.25でありました。これは9市は全てこれより上でございますが、町村としましては21町村のうち、紀美野町は3.25月でトップであります。そのほか2.9とか2.85とか、そういう町が続いております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第９６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君）　　今お示しいただいた提案でございますけれども、今、課長さんも言われたように、紀美野町は３．２５と、これは２９年４月１日現在の数字ですね。あと日高川町とそれから那智勝浦がそれに続いているわけでございますけども、あとは圧倒的には２．６０という、これうちの町の職員さんの期末分と同じ数字だと思いますけれども、何にしても我々、議員ですから、区長さんと同じ報酬なんですよね。それで、この期末手当がつくだけでもありがたいでございますけれども、今回も引き上げを、大きな金額ではないですけれども、引き上げの案が出されたわけでございます。しかし、ここに来て、やっぱり一般的に景気が悪い。特に介護関係に従事されている方々の報酬なんて非常に低い金額であります。そういうようなところで、それをこの提案どおり認めるのか、認めないのかということと言われると、非常に厳しいものがあります。そういうことから、今回の案に反対いたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第９６号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（美野勝男君）　　起立少数です。

したがって、議案第９６号は否決されました。

◎日程第 10 議案第 97 号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 10、議案第 97 号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 97 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 97 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 98 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 11、議案第 98 号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） この条例改正案で、紀美野町一般職の行政 1 表のラスパイレス指数はどうなるのか、答弁を求めます。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

この人勧の引き上げによってラスパイレスがどうなるかという御質疑であります、この人勧の引き上げによってラスパイレスが変動するということはありません。国家公務員の給与に基づいてやっているものでありますので。ちなみに平成29年のラスパイレスは90.7でございました。それで平成30年のラスパイレス指数は29年と比べて1.2ポイント上がって91.9、これはあくまでも公表されていなくて、まだ速報値でございますので、その辺をお含みをいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 要するに、国家公務員の給与を100とした場合に、当町の職員の給与は平成29年で90.7%しかないということですね。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第98号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第99号 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（美野勝男君） 日程第12、議案第99号、平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第99号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第2号 紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第13、発議第2号、紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

提出者から説明を願います。

1番、南 昭和君。

(1番 南 昭和君 登壇)

○1番(南 昭和君) 発議第2号。

平成30年12月5日。

紀美野町議会議長 美野勝男様。

提出者、紀美野町議会議員 南 昭和。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

平成26年6月定例会において、議員定数を2人削減して現在12人となっております。それから4年6カ月の歳月が流れ、当町を取り巻く環境はますます厳しいものとな

っております。少子高齢化に伴い、人口はこの４年６カ月の間に１，０００人以上減少し、本年１１月末現在では８，９２４人となっています。また、人口減少に伴い、町の税収入や国からの交付税は減少傾向にあるのは明らかです。

そのような厳しい環境の中で、町民の負託に応えるには、私も踏まえ、議員としてのさらなる資質向上を目指さなければなりません。競争原理のもとで、互いが切磋琢磨し、町民の正しい目で判断を仰ぐことこそが、今、必要不可欠です。現状に甘んずることなく、そして４年後に先送りすることなく、みずからが定数削減をすることにより、行政改革を率先し、他の模範となることこそが大切だと考え、議員定数削減が妥当だという判断に至りました。

以上の理由により、現行定数１２人を２人減員し１０人とするものであります。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中１２人を１０人に改める。

附則、この条例は公布の日以後初めて行われる一般選挙から施行する。

どうか諸先生方の御英断により御可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

（１番 南 昭和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

９番、伊都堅仁君。

（９番 伊都堅仁君 登壇）

○９番（伊都堅仁君） 発議者に対してよりも、ちょっと議長にお聞きしたいんですが。議員定数削減を求める要望書というのが、紀美野町議員定数削減を求める会というところから提出されているというふうな話を聞いたんですけど、されたのかどうか、それをちょっと確認したいんですけど。

（９番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前１１時２３分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前 11 時 24 分）

○議長（美野勝男君） ただいまの質問については、そういう要望等は受けておりません。

以上です。

ほかに質疑ありませんか。

4 番、町田富枝子君。

（4 番 町田富枝子君 登壇）

○4 番（町田富枝子君） 人口減少の中、議員削減もやむを得ないことだと思いますが、今回は十分な議論をされないまま、改選を目前にした今、議員発議されたことに疑問を感じています。平成 27 年の町議選で定数が 14 から 12 に削減されたときは、長い期間をかけて十分に考え、大方の議員が納得した時点で代表が発議したという経緯があります。なぜ議員間で十分議論しない時点での発議なのかお聞かせください。

（4 番 町田富枝子君 降壇）

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

（1 番 南 昭和君 登壇）

○1 番（南 昭和君） それでは、町田議員の質疑にお答えさせていただきます。

議員間の中で十分な審議がされてない、そういった中での発議は少しおかしいんじゃないかという趣旨の質疑だったと私は理解しております。この発議ということよりも、議員定数を削減しようじゃないかというのを時系列で説明させていただくと、9 月議会の全員協議会の中で、まず上柏議員の提案として、削減したらどうなというお話がありました。そんな中で、私は、私も同意をいたしました。その当時、全員協議会の中では、なかなか結論が出ず、そしてその 9 月中の議員活性化委員会において会議をしようと。それでも当たり前にも結論が出ませんでした。そんな中で、そのときには 12 月議会の全員協議会の中で、もう一度話をしようということやったんです。その中で、この間の全員協議会のときには、その話が一向に上がりそうにもなかったと。そんな中で、私はちょっと疑問を呈した形になるんです。

議員が言われるように、議会としてのプロセスを踏む。私はこれ十分理解しているんです。理解しているんですけども、やはり改選前ということにつけて、先ほどちょっと質問あったんですけども、私も 12 月の定例会のときには、そうした議員定数を減らせ

というような運動が起こっていると。そういった形で皆さんの前でも私は説明させていただきました。その方、恐らく時系列で申します。11月の10日過ぎぐらいやったと思います。

(名ざしで言うたっしょ。名ざしで。の声)

○1番(南 昭和君) はい、そうです。それは紀美野町動木の池上由喜生さんが代表となる、定数を減らさんかという要望で署名に回ってると。そのときに私のもとに来られて、私も十分お話をさせていただきました。そんな中で、私も趣旨に賛同してサインしたということを、皆さんの前でも言わせてもうたと思うんです。

そんな中で、実際、その後いろいろ池上さんのほうにお問い合わせした中で、今ちょっと私の手元だけにあるんですが、12月10日現在の中で、恐らく一月余りの期間の中だと思うんですけども、そうした住民の定数を求める要望書に署名捺印された方が現在で396人の方がいられる。これは、私は非常に重く、議員にとって深く考慮すべきことだなと思いました。我々議員というのは4年に1回の一般選挙を行って、それで町民の皆さんから選んでいただいてこの場所に立っている。少なくともこういった形での署名された方の資料があるということは、私はこれはなかなかプロセスとして議会内ではお話はできなかった部分であるんですけども、次の改選というのが4月に差し迫っております。そうした中で、これはある程度の、やっぱり一種一区切りとして、結果をやっぱり議員の皆さんに仰ぎたいという思いで発議をさせていただきました。

また、そういう意見の中でも十分審議した上の中で、議員定数をすればいいんじゃないかという意見もありました。しかし、それは地方自治法でもうたわれているんですが、91条の第4項、第3項には市町村においては議員の任期中においても、議員の定数を削減することができる、こううたわれております。これは恐らく来年、来年って6月でも9月でも減らすと決められる、こういう規定ですわね。けど、その4項については、前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において、当該市町村の議会の議員の職にある者の数が、その減少した定数を超えているときには、当該議員の任期中は、その数をもって定数とするということです。

結局は、仮に今この4月の改選前に、そのままの現行定数でいって、今度改選された後、当たり前のように定数を改正しようとしても、4年間という形は今の現行定数の12のままでいくと、そういった形になると。やっぱり私は改選、もう4月ということを抑えた上でこそ、もし改選するのであれば、町民の方にこの条例改正の周知の徹底もし

なければなりません。そういった中で、やはり時期的にはもう今がリミットじゃないかという思いで、やっぱり失礼ながら私は議会のプロセスよりも、そういったことを重んじたことでの行動ということで、理解していただきたいと思います。

以上です。

(1 番 南 昭和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） 今、議会では議会活性化特別委員会が設置されて、議会改革に取り組み始めたところです。つい最近では、この11月4日、17日の両日、議会報告会を2グループに分かれて、総合福祉センターと美里支所において実施したところです。私は、総合福祉センターのほうの報告会だったのですが、参加者の中から、この定数削減の意見は出ませんでした。396名の署名が集まっているということですけども、そういうふうな声が福祉センターのほうでは出なかったんですね。美里支所ではその話は出たのでしょうか。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） それでは、町田議員の再質疑にお答えいたします。

美里支所における議会報告会においては出ておりません。

以上です。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） そういう報告会のときに出なかったということですね。町民の大勢の人たちの意見であるとするならば、なぜこういった会で意見が出なかったのか疑問に思います。多くの民意を踏むというのであれば、アンケート調査などを実施すべきではないかと考えます。また、改選を目前にした時点での定数削減は、新しく議員に挑戦しようとする人の芽を摘むことにならないか、お尋ねします。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） 多くの皆さんの意見で、議会報告会の中でも出なかったということなんで、現実として福祉センターにおいての11月11日の報告会の町民の方の出席者としては、14名であったそうです。美里支所における報告会のときの町民の方の出席者は3名です。そういった中で鑑みる中で、やはり表立って出ない声があるというのも事実だと思うんです。多い少ないは、私、ちょっとそういった公の場所で、そういったことの見解が出ないから聞こえてこないというのも、私はちょっと違う論点だ

なと思います。

そんな中で、それで議会活性化において今後の取り組みについて、それは私も大いにこれはすべきだと。どんどんどんどんそういった形で議会活性化というのは大いに進めていくべきだと思います。しかし、私の中では、その議会活性化における取り組みと、今回の議員定数削減というのは、また別のものだと考えております。全てそういった、この住民の声というのも1つです。また、その中で、今このまちを取り巻く環境の中で、当たり前のようにやっぱり人口も減少傾向にあると。どんどんどんどん今でもう4年前に比べたら1,000人以上少なくなった8,924人と。これ将来、あと4年後どうなるでしょう。また1,000人という類いではないと思うんです。8,900人が7,500人になるか、それはまだまだわからないですけども、やっぱり人口規模にも沿った形。やっぱりそういったことを全て加味した形での、住民の意見での要望書という形もありますので、私は別にそういったことは思っておりません。

それで、またその中でいきなり改選前に若い人の芽を摘むと、またそれもちょっと論点としては私はおかしいかなと思うんです。それで、私もちょっと議会活性化委員会ですか、その中でちょっと発言させてもうたんですけども、そういった次の世代の、恐らく議員に名乗りを上げるであろう方らは、恐らく会社員の方、勤められている方、そういった形の人たちに、もっと扉を開きましょうと。別にいきなり本会議とか、一般質問の中を休日にしろ、また夜にしろいうたら、これかなりハードルは高いと思うんです。

そこで私、提案させていただいたのが、常任委員会において開始時期、今は一応申し合わせというて9時半に始まっています。これを別に仮に5時半からとか6時から。通常、もしですよ、仕事が終わってからの時間帯には開催できやんかと。そうしたなれば、また違う意味で若い人らが立候補しやすい条件の1つになるんじゃないかという話もさせてもらった記憶があります。それについても、まだまだ議論するところで、議会としては結果出てないところなんですけども、私はそういうふうにして、今の時期にこれをしたから、次の世代の新しく立候補。

(論点から離れてないか。の声)

(質問に答えよ。質問から関係のないところまで飛んで分かれへん。の声)

○1番(南 昭和君) ですから、次の新しい人が立候補の妨げになるとは考えておりません。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

7 番、北道勝彦君。

(7 番 北道勝彦君 登壇)

○7 番 (北道勝彦君) 今、南君からいろいろお話がありましたけどね、現在、町会議員のする仕事ちゅうんはね、やっぱり若い子を育成。育成ちゅうより働けるところをつくってね、そして若い人口をふやすということが紀美野町ではやっぱり、もうそれしかないんじゃないかなと思う。人口減るのを待ってるっていう今の行政やけどね、それじゃやっぱりぐあい悪い。それで僕もいろいろと取り組んでるねんけどね、若い人、働くところをつくってね、やっぱり待ってるんじゃないしに人口を1人でもふやしていくということが、今、肝心なことやないかと思うんよ。それで、今、町会議員はやっぱりそのことに集中して行政していかなあかんと思う。それだけです。

南君ね、さっき賛成されたんよ。給料上げることについてよ。それやったらお金、何やけ、厳しいんやったら反対のほうへ回ってくれたらよかったんやと思うんやけどよ。

(7 番 北道勝彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 番、南 昭和君。

(1 番 南 昭和君 登壇)

○1 番 (南 昭和君) それでは、北道議員の質疑にお答えいたします。

お金が厳しい中で、そしたら先ほどどうして反対に回らなかったというような趣旨の質問だったと思うんですけども、それは私は、この案件については人事院の勧告による条例改正の案件であったこと。まず1つです。そうした中で、先生の言われるとおり、我々議員に課せられた課題というのは山積みです。やっぱりそのためには今後頑張る上でも、少しでも報酬を上げていただいても、私は別に何とも違和感を感じるような形ではないです。

以上です。

(1 番 南 昭和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7 番、北道勝彦君。

○7 番 (北道勝彦君) やっぱり、そやけどこれ給料上げることやけね。賛成、反対の意見、立ってください、座ってくださいって言うてんねけお金、やっぱり要ることやけね、やっぱり反対したらよかったん違いますか。

○議長 (美野勝男君) 1 番、南 昭和君。

○1 番 (南 昭和君) それはおのおのの感覚のとり方によってです。私のとり方

によっては賛成です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

3 番、七良浴 光君。

（3 番 七良浴 光君 登壇）

○3 番（七良浴 光君） 私は、この南議員から提出された提出理由の中には、具体的に議員定数を2名削減することの理由があらわされてないように思います。内容を見ましても、議員としてのさらなる資質の向上を目指さなければならないとか、行政改革を率先し、他の模範となることが大切だとかという文言でつづっておりますけれども、私は、議会とは合議形成で成り立っているものであり、しっかりと時間をかけてでも全議員が話し合いをしていくと。さらにまた今後、議会のあり方を検討する会等の設置を提案いたしますけれども、南議員には賛同についての考えを問います。

（3 番 七良浴 光君 降壇）

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

（1 番 南 昭和君 登壇）

○1 番（南 昭和君） それでは、七良浴議員の御質疑にお答えさせていただきます。

なぜ2人を減らすのかという意味合いですね。それは、なぜ2人かつて言われたらあれなんですけど、以前、26年の6月議会における議員定数削減のときも、以前のときの諸先生方、その当時の副議長さんを初め賛成者10名の方が賛成者ということで、発議をされております。そのときの、ちょっと私も議事録もちょっと調べさせていただいたんですけども、そのときにはその当時の諸先生方の話では、とりあえず定数を14から12ということを出してたんですけども、意見の中には10という意見もあったと。そういった意見の中で、おのずと当たり前のように私は紀美野町の、この取り巻く環境ですね、さっきも述べさせていただいたように、やっぱり人口減少、これ非常に大きな問題です。ますます高齢化比率も上がってますので、今後4年間には大きく進むでしょう。そしてまた、やっぱり財政状況の問題もあります。そういったことを加味して、私は2人を削減することが妥当だと判断いたしました。

そして、また先ほどそういった、やっぱり議会という中で、もう少し話をもんで、そういったことを会を立ち上げると。やろうじゃないかということは、私は賛成いたします。けども、4月の改選前にそういった町民の方々の中で、減らせという意見がある以

上は、私はこの改選前において、一回は議会として、僕は町民の方にその結果を示さな
あかと、そういうふうに判断をいたしましたので、そういった意味合いです。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3 番、七良浴 光君。

○3 番（七良浴 光君） ただいま南議員から2名という削減ということで、相当
なこだわりがあるような発言でありましたけれども。皆さんで話し合いをすることによ
って、前回のように2名でなく4名とかっていうような話も出てくるのではないかなと、
このように感じます。そのためにも、やはり議会議員としてのプロセスとして、合議形
成というものが必要不可欠ではないかなと、このように思うわけでございます。

例えば、先ほどもちょっと費用の話、北道議員からもありましたけれども、ただ単に
費用が要るから減らしていく、議員が減ることによって多くの町民の声が町政に反映し
にくくなるのではないかなと。そういったことも考えます。ですから、議員を減らす、
削減するという方法論も1つの方法論であるかもしれませんが、費用的なことを考えて
いくのであれば、先ほどの期末手当のこともありましたが、議員の報酬を減額するとい
う方法論も、また出てくるのではないかなと。そういったことで今後、いろんな意見が
多くの議員の皆さん方から出てくるように思いますので、私は南議員も賛同していただ
いた議会のあり方を検討する会、そういったものでしっかりと議論を尽くすべきでない
かと、このように思いますので、再度質問をさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） それでは、七良浴議員の再質疑にお答えいたします。

私は合意形成については何ら否定をいたしません。それは当たり前のことだと思うん
です。しかしながら、現在そうした形で、それも理解した上です。理解した上の中で、
やはりこういった住民の方から声が出ているという、その事実以上のものはありません。
議員というのは、私は当たり前のように、先ほども言いましたけども、住民に選ばれた
中でここで立たせていただいているんです。その立った中で当たり前のように町民にあ
ってこそ、町民のための町政を担っているわけなんです。もうその一途な思いから、
やはり4月の改選前、これは先ほど言う、みんなで考えようかというのも、私は非常に
理解もしてる、わかってるんです。けども、その前に、やっぱり一定、一区切りとして、
これは答えを出さなあかと、私はやっぱりそういう信念のもとで今回、発議をさせて
いただいたので、その辺を御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 今の答弁をいただいた中で、先ほど私は推測のもとで話をさせていただきましたが、議員を2名削減するということで、報酬等の議員にかかる費用がこれだけ減額できますよというような話とか、だからやはり人口も減ってくるし、ここの定数理由に書かれております交付税の減収、また税収も落ちてくるというような形で、財政的な話を出していただけたら、そのことについてはまた皆さんが考えていただけるんじゃないかと思いますので、2名削減という大きな理由の中での財政的なことについて、どのような考えを持たれているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） 財政的な意味合いということなんですけども、当たり前のように、年々国からの交付税というのは減少されております。これは年平均に換算して大体4%から5%の軽減のような形になってくるんです。そして、我々、議員活動として、もちろん議員報酬を削るというのも1つの手だと思います。物事はいろんな観点からの考え方において、例えば話でちょっと申しわけないんですけども、その前に、議員2人減ることによって、そういった地域の住民の皆さんの声が聞き取りにくいというのは、私は個人的に少なくなったメンバーで議員活動は当たり前のように住民の声が届くように、この町に届くように活動したらいいと、それがもう1点と、財政上の面の中で、1つの例え話としてさせていただきたい。それは、先日の一般質問の中で、ある議員が防災行政無線、これかなり台風の被害、非常にこのことによって町民の皆さんに迷惑かけたんですけども、その防災行政無線が聞き取りにくいと。また基地局から離れているといった中で、また家も密閉性が今非常に高い家が多いと、そんな中で、ある種こういう個別に受信機をつけたらどうなんというような話がございました。うん、これは非常に住民の目線に立った、住民の声を拾い上げたい意見だなと私は思いました。そんな中で、執行部からの返事とすれば、それを各個別につけた場合に。

（趣旨が違う。の声）

○1番（南 昭和君） 例え話です。

（質疑に対しての答弁になってない。の声）

○議長（美野勝男君） 南議員、端的に。

○1番（南 昭和君） 私は、そしたら削減ということにおいては、全ていろいろな面での削減。一般会計の中での削減ということで、別に議員が給料を上げろというこ

とに反対するという意味合いは私は持ってないです。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 55 分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前 11 時 55 分）

○議長（美野勝男君） 南議員。

○1 番（南 昭和君） 2 人を削減するということになれば、大体 660 万ぐらいだと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） それでは、私も質疑をさせていただきたいと思います。

この議員定数というのは、議会制民主主義の根幹にかかわる問題ですよね。先ほどからの話の中でも、住民の皆さん方の声をどのように反映するかと、こういうことで議員が立ち働かなければならないということは皆さんおっしゃってられました。私、先ほどからお話に出てる議会活性化の特別委員会の委員長を、頼りないながらも仰せつかりましてきたんですけども、この間から本当にもうショックを受けまして実際に心折れると、そんな状況でありました。

いろいろございますけども、まず初めに、議会が今まで定数を下げてきました。これはこんなに毎回、毎回下げるちゅうようなことはありませんよ。例えば、美里町においては昭和 46 年から 5 回、5 期同じ 14 人で来ています。その後、12 ということで合併まできたんですけども、野上町においても、昭和 46 年から、そのうち数回の議会を 18 名で来ています。そのときの人口は野上町で 9,000 人台、1 万人近い数字なんですけれども、美里町でいえば 4,000 人、5,000 人で 14 人の数をキープしてきていました。このように今、9,000 を割ったという段階で 12 人を 10 人せえと、これも大変乱暴な話やと思います。

また、財政の話で類団というのを御存じですか。類似団体の要するに人口、また産業構造の似たものを自治省が割ってるんですね、分類してるんですね。その中で、紀美野町は2－2でしたか、そういう部類に入るんですが、県下では由良町と紀美野町です。ここで議会費、これが町民1人当たりの計算ですするならば、平成24年で町民1人当たり7,289円、1人に割ったらですね、こんだけのお金を使ってきました。この当時は全国平均が9,096円。このままずっと推移してきて、どういうわけか平成27年だけ紀美野町の数字が9,694円、全国が9,411円と、全国より高くなっていました。その後、28年から、恐らく28年までの決算の状況でここまでの数字しかないんですが、この後、また紀美野町が下がってきてる。28年では一人頭9,338円のお金を出してもらっている。全国はそのときに9,351円と高くなっているんですよ。こういうふうに、あなたが言われてるように、大変、我々議会がたくさんお金を使っているように言われますけれども、全国平均で見たら決して高くなくて、低いんですよ。

それから、もう一つ、全国町村議長の会の資料で、それぞれの町村の議会のアンケートというんですか、調査項目があって、その中でもこのように言ってますね。そもそも議員定数の評価は議会運営とは無関係ではない。本会議中心主義と委員会中心主義を採用する場合とで、この間、活性化委員会が出ましたけども、議員定数は当然異なると。常任委員会の未設置が10町村あるというような状況でありますけれども、何にしてもそのもとになるのも、議員の数がなかったらあかんと。この中で全国町村議長の会のまとめは、議員定数の削減という状況が続けば、地域民主主義の危機にも直結すると、このように書いてるんですよ。

我々、この問題について、この住民の声をどのように反映させていくかということで、先ほどの話に戻りますが、今までの問題とともに、議会の議員は何をすればいいのか。議員の活動、仕事をあなたはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。答弁を待ちたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 1番、南 昭和君。

(1番 南 昭和君 登壇)

○1番(南 昭和君) それでは、美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

私はもって議会制民主主義を軽んじてはおりません。当たり前のように、我々は町民によって選ばれてこの議会に立っております。そして、町民のための政策をしっかりと

質疑をし、討論した上で採決を行っている。これは何物にも、議会制民主主義を行っているという事実です。そんな中で、また少ない意見については、もう少ない意見としてなしですよという形じゃなしに、またそういった条例とか、いろいろな議案についても修正を加えて、とり行っていると。それはまさに私は議会制民主主義のものの、原則のもとの行動で思っております。

(言うことちゃうわっしょ。の声)

○1 番 (南 昭和君) いや、その議会制民主主義をどう思っているかって言われてたので。それと、最終的にいろいろと統計上の上で述べられてましたけども、私は、その辺はちょっと議論が平行線になると思うんです。だと思んですけど、住民の皆さんからそういう声が出ると。そういった中で、私は何度も言います。私は、住民の皆さんによって選ばれて、ここで立ってる。そのために住民にとっての、やっぱり政治を行うことが第一の目標であります。そういった形で、ちょっと答弁にはなっていないと言われるかもしれませんが、私はそういった住民の声がある以上、そういった行動をとったわけです。仕事としては当たり前の町民の声を代弁する、ここに届けるという仕事をしています。

以上です。

(1 番 南 昭和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 1 番、美濃良和君。

○1 1 番 (美濃良和君) 統計上の問題はそれであるということで、切って捨てられましたけども、しかし、このように全国的に見ても、紀美野町は決して議会に対してたくさんのお金を使ってるというんではないんですよ。これはそうでしょう。あなたはたくさん使ってるというふうに言うてますけども。これから見ればですね。大体、この中でも国からの交付税は減ると。税收減ったら交付税はふえるんですよ。そういうふうになってますよね。そして町民の負託に応えるために資質の向上を目指さなきゃならんと。資質の向上のために競争原理をするために議員の数を減らせちゃうんでしょう。今も、さきに言いましたけども、議員の定数、合併からこっちぐっと減らしてますよ。初め24人やったんを、合併、最初の選挙で16人に減らした。その4年後の第2回目では14人に減らした。そして、さらに前回の3回目の選挙で12人になったんでしょう。ほんでまた10人でしょう。その次には8人にでもせえというんですか。ちょっと言われましたけども、町民の声をどのように反映するんか。

ちょっと答えはなかったですけども、我々議員というのは、道を、あそこの穴直せとか、カーブミラーつけよとか、これが私たちの主たる仕事ではないですよ。これは地域代表の区長さん方がやっていただく。我々は、もちろんそれを一緒になってやらせてもらいますけども、我々の主たる仕事は何かというたら、議会での発言でしょう。今、70億余りの町の予算を、これは障害者の方にとってどうであるんか、あるいは小集落の方々の声が届いているのか。高齢者はどうか。こんなものを我々、あらゆる立場から、この予算が正しいのかどうかについて議論するために来てるんでしょう。

しかしですね、この4年近い議会を見ていまして、大体質疑してるのは、先ほど朝からやってる議員さんがやられている、その程度ですよ。やってない人はやってない。そのようにこの少数の意見も反映させるということでしたら、そのことをまずやらなきゃならんのですか、この定数削減を言うよりも。でしょう。

また、先ほど戸別受信機の話もありましたけれども、それいうんでしたら、何人議員の数を減らしたらそんなもんでできるんですか。余りにも比較が間違ってますよ。やっぱりもう一度お聞きしますけども、議員の仕事とは何ですか。また、先ほど統計であるちゅうだけでしか答弁ございませんでしたけども、統計のように紀美野町は決して高い町の予算を議会が使ってるということにならんとと思いますが、それについてはどうですか。お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

私は決して紀美野町の議員報酬を高く取ってるとか、お金かかってるとか、そういうことは一切思ってません。予算枠で考えると、ことし一般会計予算は73億です。それで今回、議会費としては8,500万です。ざっと1%強です。それが高い、安いかは別です。それも踏まえた中で、今、住民の方が、議員さんの目線ではそうです、もちろん合議制ちゅうのを重んじる、これは非常に大切だと思うんです。議員さんの目線では、そういったプロセスをしっかりと踏まえと、今厳しい御意見いただいてますが、私もそうだと思う。けども、それを越えた上で、住民の方からそれらを越えた上で定数削減をせよと、したらどうなという声が上がってきてる。その事実があるんです。それをもって今、今回、ここで話し合うことの意味合いというのは、私は大いにあると思います。

それと、先ほど美濃先生から、議員の仕事とは何なと言われました。そうです、私、先ほども言いました。議員というのは、やはり町民の皆さんの声をしっかりとここへ届

ける。これはもちろん物理的には人間が減ったら届きにくいであろうというのは推測されます。それならば、残った、削減した人数の議員さん、おのおのもっともっと議員活動を行えばいいだけのことじゃないんですか。住民はそれを望んでるんじゃないですか。

ちょっとここで休憩してくれますか。よろしいですか。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 0時10分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 0時12分）

（今の答弁になってないぞ。の声）

○議長（美野勝男君） 答弁済んどると思っておりますが。

1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） 統計上の問題、もちろんそういったお話は、この町において考えるべきだと思うので、統計上はあくまで参考にするべきであって、そういう意思決定というのは、全て統計ありきではないと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11 番、美濃良和君。

○11 番（美濃良和君） まず、先ほど何か休憩中に言われた監査委員が討論したらあかんって言いますけど、監査委員の監査っていうんですか、してくる過程と、議会が委員会で審査するやり方は違いますよね。監査委員というのは数字が合ってるかどうか。そういうことをもとにやっていくんですね。議員の場合は、これは政治的な判断からいろんなものを見ていくと。それであるのは当然であります。しかも監査委員が討論に参加してはならんというのは一切ありませんよ。ですよ。

それと、先ほどから私のこの答弁らしい答弁というふうには聞けてないんですけど、議員がこの場でやらなあかんと言うけど、あなたやってますか。この約4年間、何回質疑に立ったんですか。

（それ言うと話し違ってくるんとかやうか。の声）

○11 番（美濃良和君） いや、だからそういうふうに言われるさかい、言うとか

んですよ。それから、定数を減らせば資質の向上になるちゅうんでしたら、我々、先ほど言いました、何遍も議員定数減らしましたが、そのたんに資質の向上とか何とかありましたよ。だったらですね、この間の選挙で12人当選しましたけども、11番、12番は資質の低い議員だと言うんですか。選挙結果というのは、そういうふうにならんですよ。いろんな意味合いがあつてなるんであつて、そういうふうな問題ではなくって、それよりも先ほどから、町田議員を初めおっしゃっておられた、我々は定数削減の声があつたら、それは積極的にこの議会が町民の皆さん方に頼ってもらえるような議員になろうっていうことで、何遍も検証を重ねてやってきたんじゃないですか。そのことこそそのほうが、望まれる議員へ、議会が変わっていく。そういう過程ではありませんか。そこを減らせ、減らせて、この議員の上位に当選する議員さん、下位に当選する議員さん、それは町民の皆さん方が選んでくれるんですけども、それはいろんな条件であつて当選してくるんであつて、一律によくいうふうに資質の高いもんとか、低いもんとか、そういうふうなことでなってるんでは私はないというふうに思います。

また、先ほど全国議長会が言ってるように、このまま議員定数の削減を続ければ、議会は地域民主主義の危機になってしまうと、直結すると。直結って書いてますよ。こういうふうな状況の中、私たちは単にやるんじゃないくて、それからもう1点申しますけども、町民の皆さん方が定数を減らせというふうなことになつてるように言われてましたけども、それはもう全部の町民の皆さん方が言ってるのではないと思いますし、それから何でしょう、どんなすばらしいスーパーコンピューターでも、入力を間違えれば間違つた答えが出ますよ。どのように伝えているのか、また私たちはこの町民の皆さん方に、本当にわかつてもらえるように議会のことを伝えていかなければならないと。そういうことではないんですか。だから、この間からやってる2回の報告会もやってきましたけども、十分とは言えませんが、やっとやり始めて本当にその間にみんな苦労してくてるんですよ。そういうふうなことであつて、あなたが言ってますけども、私の言ってることは間違ってますか。

○議長（美野勝男君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） 先ほどからの美濃先生の意見、厳しい意見でした。けど、ちょっと私としては理解できない、許せない言葉がありました。南は今まで何してたんだと。議会で何してたんだと。4年間の質疑回数。質疑回数については議事録を確認してください。そして、私が質疑する、せんが議員の仕事なんですかね。私は、事前に各

課長のところへ赴いて、そういったことのお話というのは伺っております。その上でここに座っております。そういった中での、先ほどの発言というのは、すごいちょっと私としては看過できない部分があります。

ちょっと私も非常に感情的になり、失礼な発言も多々あったと思います。その辺についてはおわびしたいと思います。別に共産党の先生方を、私は当たり前政治については、もちろん理想を求めると。そして、私はそういった政治信条、理念というのは自分なりには理解しているつもりなんです。けど、やっぱり町民によって選ばれた限りは、もちろんその政策、施策、町政を行う場合には、やっぱり予算、財源が必要になってきます。そういったことを全て加味した中での行動ということで、別にずっともう平行論になってまうと思うんですよ。私は、根本的には、やはり住民の声で定数を減らせと。それを多い、少ない、皆さん、それはおのおの判断していただいたら結構だと思うんです。今そういうことが起こっている以上、私は議会の中で問いかけた、それだけのことです。それによって皆さんの御判断を仰ぎたいということです。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） 発議2号ということで、南議員から12名から10名に削減をしたいという提案が出てきましたけども、私も4期目ですんで、当時、合併前、旧野上町12名、旧美里町12名、24名で紀美野町の議会を発足して、それから議員同士の中で、先ほど美濃議員もおっしゃいましたけども、16名。そしてまた14名になって12名になったいきさつは私は全てわかっておりますけども、そりゃ議員が率先して、これだったらだめやということでいろいろ議論をして、最終的にこの12名になったときのいきさつというのは、当時、亡くなれましたけども、仲尾元雄元議員から提案が出まして、半年ほどかけて重々皆と協議をした中で、区長会からそういう要望が出てこないうちに、率先して我が議員が臨んでいこうやないかという結論に達して、その当時、元仲尾議員が副議長だったと思うんですけども、副議長の提案で発議者で12名に、皆さん一部の方を除いて、あとの議員が発議をして、その年の選挙に12名で挑むという、この結果は私はよく存じておりますけども、今回、南議員から、最初は6月議会だったと思うんですけども、上柏議員から議員定数の話が全員協議会で行われて、いろいろ議論しようかということで、そのときはもう後はなくて、9月議会だった

と思うんです。そのときに議長から、議会活性化特別委員会のほうに議員定数のあり方についておろしますよという提案で、皆さん同意の上で議会活性化特別委員会に振られて、9月に南議員も出すのかなという話の中では、多分この話は出なく、ずっと休まっていたのかどうかわかりませんが、12月の議会において全員協議会において発議で出すよという、突発的な話でございました。

だから、我々としては、この文言の中には、議員としてのさらなる資質の向上を目指さなければならないと、こういう文言がございますけども、その中において、議会活性化特別委員会の中で、我々は各地区においてももっともっとやっぱり議員としては町民の方にいろいろな、こういうことをやってますよというお示しをする形の中で、福祉センター、そして美里支所で初めての会で、これからどんどんこういうことを町民の方々にお示ししていかなだめだということを言いながらやってる中で、今回、急に12人から10人の定数削減の案が出されておりますけども、これはですね、本当にもうちょっと9月のときにもっともっと言って議論をすれば、こういうことはなかったと思います。やはり、議員間同士の中でいろいろ等々ございますけども、それは十分議論すれば、こういうことでなかったと思います。その中で、議員定数の削減が妥当という判断に至りましたと。これは何を総して言われているのか、その質問をしたいのと、先ほど来、この議員削減に賛成者の方396名あると、南議員、本人言っていましたけども、こんな数字は見たことない。あなただけしか知らないんじゃないですか。もともとの発端は、南議員、自分からのいろいろな意見であるのと違いますか。

それと1つ聞きたいのは、会長に、紀美野町議会定数削減を求める会の会長に池上さんという、先ほど名前出てましたけども、この池上さんにおかれましては、私、この議会に来て傍聴して、しょうもない議会やなという感じて、池上さん来たことは私、ないと思うんですけども、そこら辺、南さん、どうお考えなのか。この2点、お願いしたいのと、これが私にとっては、やはり議員同士の中で積極的に発言をして、議論して、定数を下げるというんでは、これはもう一番妥当なことでありますけども、ただ議員1人で、こういうことをするという事は、ただ議員の中で選挙に対するパフォーマンスとしか思えません。その2点、お聞かせください。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君)

1番、南 昭和君。

(1番 南 昭和君 登壇)

○1 番（南 昭和君） それでは、小椋議員の質疑に対して答弁させていただきます。

先ほど来の中で議員定数削減を判断したと。その判断基準は何か。やっぱり正直言いますと、そういう先ほど、池上さんという名のもとでの要望書というのは、それは南、画策したんじゃないかと言われましたね。それは、大変非常に失礼だと思います。今回、池上さん、傍聴席にきょうは来られております。そういった中で、やはりそういった、今、現行12です。そんな中でも、やはり常々住民の方から、一体議会は何してるんだ、それでそんだけも要らないよという意見が、私どものほうには、私は入ってきました。そんな中でのこういう形あるものの行動に対して、突発的にとられるかもわかりません。先ほど、パフォーマンスや、選挙に向けての、これ非常に失礼な言い方です。私はそういう思いでここには立ってないです。それだけは言わせてください。

以上です。

（1 番 南 昭和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 10 番、小椋孝一君。

○10 番（小椋孝一君） 机をたたいてするほどもないと思うけど。こっち側としてはやね、396名の署名を持つてるのは本人しかわからんわけですね。それやったらちゃんと区長会に言うて、こういう要望書を出すとかね、きっちり。それで、要望書もつくってるわけやな、これ、議長宛てに要望書もつくってるんやったら、署名と出してやな、それでこうこうなりましたと。だから、発議と同時に、こういう削減をする会から来てるという要望書を出してこそ、この発議は生きてくるわけですわな。

だから、私が今、南議員がパフォーマンスやと言うけども、実質我々は以前からそういう話が出てる。なぜ今になってね、こういうことを出すんだっていうこと。上柏議員も、あれ6月議会の日にで、議会特別、活性化特別委員会に付託しますよということを議長から言うたんちゃうんか。だから、それに対して上柏議員は、はい、わかりましたと。それで後、上柏議員のほうも病気で欠席されておられましたけども、南議員も、そこで9月議会でそういうことがあるんやったら、どんどんどん意見述べてやな、こうやからこんなんよということを言ってくれたらやな、皆も検討するわけ。そんなもん何もなしに、この12月の議会に出してきたということは憤慨きわまりない、こういうふうに思います。それについて、ちょっとさっき南議員の要望書の中で、議員定数の削減が妥当だという判断に至りましたことをって書いてますが、どこで、自分が考えた

のか、そこらちょっとお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） 先ほど小椋議員の再々質疑にお答えしたいと思うんですが、この要望書の扱い、これは私は最初に池上さんが私のところへ来られた中で趣旨説明をされて、私は署名をしたと。その後の経緯ちゅうのは私はわかりません。そんな中で、今回、発議を行うっていうことになって、一体あれどないになりましたかということの中で、ちょっと写しを私、預かってるだけなんです。けども、やっぱりそういった中での396人。ほやさけ、この扱いは私がするんじゃないんです。その会長さんが、当たり前のようにこの後、議長のほうに提出するのであるのか、それとも区長会長さんのほうに相談されて、区長会としても動いていただけるのであるのか、それは今後の動向であって、私にとっては全くわかりません。

それともう一つ、質疑、何やったですか。

（議員削減が妥当だと判断に至りましたと書いてるさかいに、これは何のために言うてるんかって聞ける。の声）

○1 番（南 昭和君） それは、当たり前に、今の現行は12です。それでも町民の方々の声で減らせという意見があるということで、私もその趣旨に賛同したということで、削減しようということの判断、私、自分の判断というのが妥当だということに至ったわけです。

（自分の判断で出したということですか。の声）

○1 番（南 昭和君） そうです。はい。それで当たり前、先ほど言いましたように、4月の改選の前には、一区切りをつけな、これはやっぱりこの形がある以上、その意味合いをもって私は発議をさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） 皆さん、ほとんど質疑が出尽くしたと思うんですが、この議員定数の削減によって、多くが限界集落となっている旧美里地域における町民と議会との距離が、さらに遠くなるのではないかというふうに懸念しています。北山村、御存じだと思いますけど、人口500人余りです。そこで議員の定数は6人です。だから、

これは非常に1人当たりの議員と町民の関係というたら、村民ですけど、非常に濃厚な感になっています。これはなぜこうなるかという、やっぱり広い地域に過疎が進んでいるので、そこでできるだけ過疎地域には多くの議員が必要だという判断だと思います。人口に対する比率ではなく、人口減、人口減という話が出てきますので、人口比ではなく、過疎地域にこそ北山村のように、より多くの議員を必要とするはずなんです、その点について発議者はどのように考えておられるのかお伺いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 1番、南 昭和君。

(1番 南 昭和君 登壇)

○1番(南 昭和君) それでは、田代議員の質疑にお答えいたします。

もちろん美里地域においては、なかなか過疎化も進んでおりまして、限界集落的な部分も多いと思います。けど、私は議員の数を減らすことによれば、残った議員で私は十分に議会活動を行って、ここに議会のほうに、町のほうに声を届けば、当たり前にはそれはいいこと、それだけだと思うんですけども。私の見解はそうです。そして、北山村6人ということについては、これは委員会構成を踏まえた中での、やっぱり最低限の人数だと私は考えております。

そういうふうには人口の減とかそういう意味合いで、なぜ10人に下げていくんだ、その論争というのはいろいろあると思うんですけども。そしたら多くの住民の意見を聞き入れろと、逆の論争ですね、それならば今までの議会の歴史において定数をふやそうと、もっと町民の声を反映さそうということで定数をふやそうじゃないかと、そういった意見というのはなかったと思うんですよ、過去には。それというのは、その時々先生方が、その時々まちの中での環境、そういったことを現実的な判断の上で、やっぱりそのときの先生方の御判断で減ってきたと。それはそしたら今回、急にというのは、やっぱり町民の声もしかり。町民の中で人口比率の問題じゃないんです。過疎化が大に進んでいることが問題じゃないんです。今の現状の中で、私は違う意味で減らせ、ノーだと言われたふうに認識はしました。

以上です。

(1番 南 昭和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) 先ほどまでも非常に議会の中での議論という問題が、質疑

の中で話しされていましたが、現在の現実というのは全国的にも人口比でそんなに多い議員数だとは私は思ってません。それは統計からも出てると思います。議員をさらに減らせば、多くの意見を多様な角度から吸収して議論するという議会の重要な役割が損なわれると私は考えます。

先ほど発議者は、いや、課長さんのところを回ってるんだという話でしたが、そういうことではなく、住民の中で政策を議論して、こういう政策が要るなということで議会で発言するという、そういうことが議員にとっては発言し、議論するという、そういうことが議員にとっては大事なことはないかと思います。残った議員で切磋琢磨してそういうことをやるという、そういう保障というのはどこにあるんですか。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） それでは、田代議員の再質疑にお答えいたします。

もうほんまに平行論になります。私の今回の行動というのは、当たり前のように町民の声があったからこそです。たまたまそれが396名やったかもわかりません。そういった中での議員としての行動を起こしたまでだと思います。

それともう一つ、田代先生、議員としての動きの中で課長のところへ伺って、いや、それじゃあかん、それで私、質疑、この議会でしてないですかね。してますよ。どうか会議録を調べていただいたらわかる。その上に立っての、また質疑はやっぱりすべきときにはさせていただいていると。それを一遍調べてみてください。

いやいや、すみません、そういった感性が、私はさっきも合議制云々、議会内での、今まで今回突発的な行動に批判を受けてます。批判を受けて当たり前やと思います、おまえ、パフォーマンスやないかと。けども、そういった、それは私にとっては議会人の中での、その議会人の目線やと思うんです。一般の方の目線とは、また違う形であるからこそ、こういった要望書のような動きっていうのが起こってきたんじゃないでしょうか。ですから、最後まで平行線をたどると思うんですけど、私は、あくまでそういった方々の声を代弁する意味合い、そのことについて発議をしたまでで、どう捉えられようと私は構いません。構いませんけども、その方々の、やはり署名された重みというのを勘案した中で、私は今回、行動に起こさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 質疑したのは、課長さんちよくちよく私はここでもちゃん

と質疑してるんやって、そりゃまあ質疑してるんだろと思うんですけど、それは数えてはないんですけど。発議者自身が私は質疑してないかもしれんけど、課長さんのところへちゃんと回って状況を把握してるんやと言うから、それを言っただけのことで、質疑は残った議員でしっかりやればいいという話ですけども、この中にも切磋琢磨してと書いてありますが、残った議員で切磋琢磨してしっかりやれるという保障は何なのですか。減らしたほうが余計切磋琢磨して、みんなしっかりやれるようになると考える、その根拠は何なのかというのが質疑です。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） 減らした中でなぜ切磋琢磨するかと。これは我々の身の保障というのは、やはり一般選挙に委ねられております。そんな中で、今の時期でこその意味合いもありますし。それと、先日の11月11日、野上のほうでの議会報告会の中で、ある町民の方の質問者から、こういった今後、議会においてあなたは何するんか、1人ずつ議員、述べてくださいというような質問もあったそうです。そんな中で、ある議員の方は、もっともっとレベルアップしていかなあかと。そのレベルアップにはいろいろな方法があると思うんです。なかなかそれが田代先生にとっては的を射た回答になってるか、それはわからんのですけども。そういうことで御理解していただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

8 番、向井中洋二君。

（8 番 向井中洋二君 登壇）

○8 番（向井中洋二君） すみません、もう最後だと思うので。議会には3つの大きな役割があると思うんですが、その中で監視機能の役割、また政策立案の機能、これはできてないところもあるんですが、その後に民意の吸収機能ということで、3つの大きな役割があるんですが、それを12から10にすると、どうしても下がって来ことは事実だと思うんですが、このことについてのお考えを発議者にお伺いします。

（8 番 向井中洋二君 降壇）

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

（1 番 南 昭和君 登壇）

○1 番（南 昭和君） それでは、向井中議員の質疑にお答えいたします。

もちろん先ほど向井中議員が言われましたように、3つの機能がございます。これは

物理的に考えれば、私は低下するおそれはあると思います。けども、そこはおのこの議員が資質の向上を図ることによってこそカバーできると、私はそういうふうに認識しております。

以上です。

(1 番 南 昭和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 8 番、向井中洋二君。

○8 番（向井中洋二君） この役割を 3 つ果たすことを、どのような仕組みづくりで住民自治の充実につなげていくかということ、今、議会活性化特別委員会で最大の目標としてやってると思うんです。それを考えると、議員個人個人が頑張ればいいみたいなだけの答弁ではなく、きちとしたお答えを、ちょっとしていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 1 番、南 昭和君。

○1 番（南 昭和君） それでは、向井中議員の再質疑にお答えいたします。

私は、最初、冒頭も言わせていただきました。もちろん私は議会活性化については何ら否定するものでもなく、ほかの議員さんと、これは一緒に頑張っていきたい、どんどん進めていかなあかと、それは思っております。そういった中で、最初に言いましたけども、定数削減のことと、この議会活性化ということは、私はリンクして考えてる、そういう意識は全くないです。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから発議第 2 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番（田代哲郎君） 発議第 2 号、議員定数削減についての反対討論を行います。

今回提案の議員定数削減に反対します。

理由の第 1 は、町民の中になぜ議員を減らせとの意見があるのか。住民の要望に応える議会とはどうあるべきかなど、議会改革についての議論と取り組みをしているさなか

で定数の削減が提案されたのは、そうした活性化の努力を評価しないということに結びつくと考えからです。

第2は、現在の議員数をさらに減らせば、多くの意見を多様な角度から吸収し、議論するという議会の重要な役割が損なわれると考えます。特に懸念するのは、年を追って過疎化が進む紀美野町で、多くの限界集落となっている旧美里地域における住民と議会との距離がさらに遠ざかることです。人口比ではなく、衰退していく地域にこそ、より多くの議員を必要とするはずで。

議会とは、行政執行者から提示される議案を審議し、議決するだけではなく、地域の課題をさまざまな角度から探り、民意を反映した政策提言をするという役目も担っています。討議しながらよい施策を決めていき、町に実現をもとめて、その結果を監視していく。議会にはそうしたサイクルにかかわる責任があると考えます。執行部に不手際があれば、私たちは議場その他で批判します。しかし、そうしたさまざまな問題の多くは、議決した後は執行部任せにしてしまうことにも責任がないとは言えないはずです。地方自治体は国と違い、住民にとっても近い存在です。しかし、執行機関の長は公選で選ばれることもあり、大きな権限を持っているという特徴があります。

したがって、執行機関と議会とが切磋琢磨するあり方をしっかり探って制度化し、運用していくことが大切だと思います。そのためにも住民参加を取り入れ、住民と歩んでいく議会を目指すべき努力をしているさなかで議員定数の削減は、その努力を振り出しに戻すことにもなりかねません。議員は、地域で意見を交換し、民意の吸収に努力を傾けるべきであり、そうした議会本来のあり方に逆行する議員定数の削減に反対の意を表します。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) 私は、議員定数削減賛成の立場で討論いたします。

適正定数がどこにあるかということについては、各議員にそれぞれの考えがあって、一概にこれによしというものではないと思います。削減しても議会活動が正常に働くかどうかを町民に理解してもらう必要がある。定数の削減によって町民の声が行政に反映

されにくくなつては困る。チェック機能が働かなくなつても困る。確かにそのとおりですし、削減すれば今まで以上の議員活動が求められもします。それでもそもそも住民からこのような声が出てくることが問題なので、住民から見て議員活動が見えにくいことが一番の問題なのかと思います。私が町内で聞かせていただく御意見では、議員定数をふやせとは聞いたことがなく、減らしてはどうかという言葉聞くことが数多くありました。今回、発議があることによって、各議員の考えが公表され、賛否は議会だよりで公開されます。それを受けて我々が次の審判を受けることになるのですから、問題提起することによって住民の考えが行政に反映されることになります。

よって、私は議員定数削減案に賛成いたします。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 私はこの提案に対しまして、反対の立場から討論を行つてまいりたいと思います。

先ほども申しましたけれども、このような提案がされまして、議会活性化委員長を拝命している中で、非常に情けない思いをいたしました。そういう点で、まず初めに述べたいと思います。

先ほどから質疑の中でも申し上げており、紀美野町の議会費というのは決して高くないと。この類団体で見ると、全国のその類団体の平均よりも低い値にあると。そういうのがまず言えると思います。それから、面積の点から、先ほどちょっとございましたけれども、類団で紀美野町と同じ由良町は30.94平方キロメートル、ここで10人の定数です。北山村は、先ほども出てましたが、48.20、これで6人。湯浅が20.79で10人。それに対しまして紀美野町は128.34平方キロメートルあるんですね。ですから、由良の4倍、北山村の3倍、湯浅の6倍、このように広い地域に位置するのがこの紀美野町だというふうに思います。

そういうふうな中で、住民の声を少しでも多くお聞きしてくる。そして、それは単に区長さんのやってくれることをそのまま踏襲すると、やっぱり区長さんがあつたら議員は要らんのではないかというふうなことにもなりかねないというふうに思います。私たちは、やはり議会の場で、それぞれの町民の声を反映していく。それも先ほどからお話

があったように、障害者の方の声も、あるいはこの小さな集落にいてる方の声も、高齢者の声も、女性の声も、I ターンの方の声も、いろんな立場の声を反映してこそ議会だというふうに思います。そうやってまいりますと、少なくすればそれでいいというものではないのは当然であります。

前に町営住宅の建てかえ問題で議会がいろいろと紛糾いたしました。私は、この問題が起こってからあれを考えて、あのときの議員の発言というのは、私は決して問題があるんじゃないかって、非常にあれがよかったんじゃないか、このように思います。あのときに町営住宅の最初の候補地というのが、この28年の水害でつかってあった。これを指摘をしてくれて、大変こういうふうな声があった。もしあれがなかった、第一候補地に建てていたならば、この住宅の方も水害の、雨が降れば心配しなきゃならない。町執行部においても、我々も、この雨が降れば、この問題が起こらなければよいというふうに思わなければならないように状況になったというふうに思います。ああいうふうな指摘があって、そして町長が考慮し判断して、そしてより安全な高いところに土地を求めて、現在、進んでいる。これは非常に声が反映したからであると思います。

何にしても町民の声がどのように反映していくのか。これが定数が減っていけばいくほど、10人になれば議長さんは除きますから9人。そうすると5人の意見だけで紀美野町のことが決まってしまう。こんなふうなことになっていく。8人になれば、また4人の声だけで紀美野町の方角が決まってしまう。こんなことでいいとは私は決して思えないんです。議会はいくまでも町民のものであります。この二元代表制というふうな形の中で、町長を町民が選び、そして議会が町民の皆さんから選んでいただく、そういう中で、この町民のより多くの皆さん方の声を議会に反映できる、そういうふうなものになければならないというふうに思います。

また、さきの委員長、副委員長研修がございました。発議者はそのとき調子悪くて出席させてませんでしたけれども、そこでの講師の方は、12人というのは適正だろうと、このように申されておりました。また、全国町村議長会のほうでも、これ以上定数が減っていった場合に、地域民主主義の危機に直結するというふうなことまで言うてるように、私たちの声がいかに反映させていくのか、そしてより多くの声を反映していくためにも、私は定数は当然、維持されなきゃならない。

そういうふうなことから定数を10人に減らすというこの提案に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

9 番、伊都堅仁君。

（9 番 伊都堅仁君 登壇）

○9 番（伊都堅仁君） 先ほど来から各議員から指摘がありましたとおり、この発議というのは、ほとんどまだ議論されてない、議会での結論を出すような状況でない段階で出されたものであります。また、定数削減を求める要望書というの、正式に議会には提出されてませんし、署名数も 396 人、とても町民全体を巻き込んだような運動にはなっていないというふうに思います。

しかしながら、最初の発議者である上柏君まで出てきて、我々は絶対賛成するんやと言うてる状況で、同志のまとめ役としては、これ賛成に回らざるを得ないということで、私は賛成です。

以上です。

（9 番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから発議第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（美野勝男君） 起立少数です。

したがって、発議第 2 号は否決されました。

◎日程第 14 議員派遣の件について

○議長（美野勝男君） 日程第 14、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第 15 閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）（産業建設常任委員会）（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）（広報編集特別委員会）

○議長（美野勝男君） 日程第 15、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男君） これで本日の会議を閉じます。

平成 30 年第 4 回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 1 時 03 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月14日

議 長 美 野 勝 男

議 員 西 口 優

議 員 北 道 勝 彦